



平成 21 年 5 月 25 日

各 位

香川県高松市扇町 2 丁目 7 番 20 号
セーラー広告株式会社

代表取締役社長 植村 貴好
(JASDAQ・コード 2156)

問い合わせ先 取締役総務本部長 山内 務
TEL 087-825-1156

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 58 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成 21 年 4 月 7 日付で株式会社ゴングの全株式を取得したことにより、同社は当社子会社となったため、第 2 条目的事項に子会社目的事項を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります(現行定款第 7 条、第 8 条第 2 項、第 10 条第 3 項)。ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- ② 決済合理化法第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります(現行定款第 10 条第 3 項、第 16 条第 1 項)。
- ③ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 21 年 6 月 25 日(木曜日)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日(木曜日)

以上

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p>
<p>第1条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. テレビ・ラジオ・新聞・雑誌及びニューメディアの広告代理業 2. パンフレット・カタログ・リーフレット・ポスター等印刷物の企画制作及び販売 3. ディスプレイの企画、各種看板・屋外広告一式及び電飾工事の設計及び施工 4. イベント・セレモニー・展示会の企画運営と実施 5. 雑誌・書籍・新聞の出版及び販売 6. ビデオソフト・映画・コンピューター等の映像・音響素材の企画制作及び販売 7. 市場調査・広告・宣伝に関する業務 8. 販売促進、広告、商業デザインの研究、企画、立案並びに制作物の販売 9. ニューメディアに関するソフト研究開発及び販売 10. インターネットを利用した各種の情報処理及び情報提供サービス 11. 店舗設計施工 12. 通信機器の販売 13. 祝事、イベント等の記念品・贈答品の販売 14. 不動産賃貸業 15. 都市開発、地域開発に関する調査、企画、設計及びコンサルタント業 16. 店舗及び事務所等の企画、運営並びに経営に関するコンサルタント業 17. 前各号に付帯する一切の事業 	<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. テレビ・ラジオ・新聞・雑誌及びニューメディアの広告代理業 2. パンフレット・カタログ・リーフレット・ポスター等印刷物の企画制作及び販売 3. ディスプレイの企画、各種看板・屋外広告一式及び電飾工事の設計及び施工 4. イベント・セレモニー・展示会の企画運営と実施 5. 雑誌・書籍・新聞の出版及び販売 6. ビデオソフト・映画・コンピューター等の映像・音響素材の企画制作及び販売 7. 市場調査・広告・宣伝に関する業務 8. 販売促進、広告、商業デザインの研究、企画、立案並びに制作物の販売 9. ニューメディアに関するソフト研究開発及び販売 10. インターネットを利用した各種の情報処理及び情報提供サービス 11. 店舗設計施工 12. 通信機器の販売 13. 祝事、イベント等の記念品・贈答品の販売 14. 不動産賃貸業 15. 都市開発、地域開発に関する調査、企画、設計及びコンサルタント業 16. 店舗及び事務所等の企画、運営並びに経営に関するコンサルタント業 17. <u>労働者派遣事業</u> 18. 前各号に付帯する一切の事業
<p>第3条～第5条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第5条 (現行どおり)</p>

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第二章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。 3. 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第二章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第12条～第15条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p> <p>第11条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p>

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第四章 取締役及び取締役会 第19条～第28条 (条文省略)</p> <p>第五章 監査役及び監査役会 第29条～第37条 (条文省略)</p> <p>第六章 計 算 第38条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第四章 取締役及び取締役会 第18条～第27条 (現行どおり)</p> <p>第五章 監査役及び監査役会 第28条～第36条 (現行どおり)</p> <p>第六章 計 算 第37条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>

以上